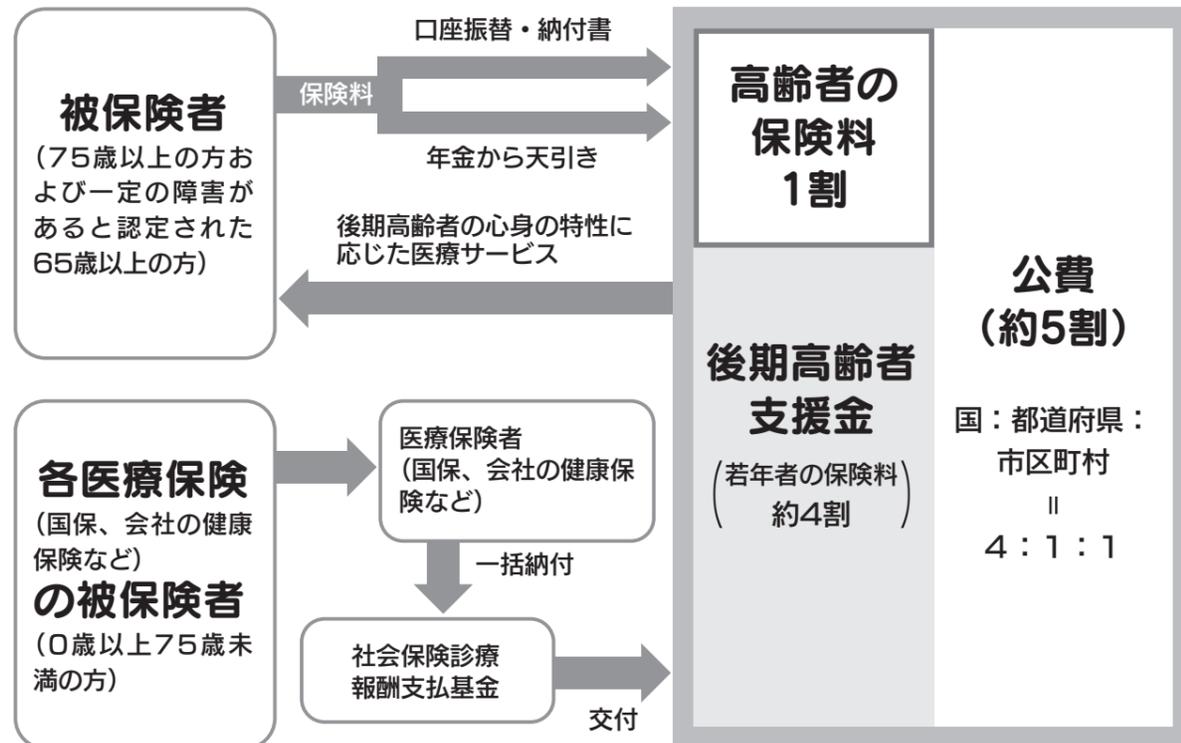


保険料は後期高齢者医療制度の大切な財源です

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国、都道府県、市区町村）が約5割を負担、現役世代からの支援（若年者の保険料）が約4割を負担し、残りの1割を高齢者のみなさんに納めていただく保険料で負担します。

●後期高齢者医療制度の財源の流れ



申請や届け出は市役所の窓口へ!

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営しますが、窓口業務は市役所が行いますので、申請や届け出の受付などは、下記問合せ先までお願いします。

問合せ先
市役所 市民窓口グループ 医療担当 ☎52-1111 (内線227)

保険料の納め方

保険料の納め方は年金額によって変わります。年額18万円以上の年金を受け、介護保険料との合計額が年金額の2分の1以下の方は、原則として年金から保険料があらかじめ天引きされます（特別徴収）。それ以外の方は、口座振替や納付書で個別に納めます（普通徴収）。

年金から天引き（特別徴収）

対象となる方

- 年金が年額18万円以上の方
(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)

納め方

- 年6回の年金定期払いのときに、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

- 前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納め（仮徴収）、確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を三期に分けて納めます（本徴収）。

口座振替や納付書で納付（普通徴収）

対象となる方

- 年金が年額18万円未満の方
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
※加入時に会社の健康保険などの被保険者本人であった方も平成20年4月～9月の間は普通徴収になります。

納め方

- 口座振替かまたは市区町村から送られてくる納付書で、納期内に指定された金融機関で納めます。

●口座振替を利用しましょう

保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて安心・便利な口座振替をぜひご利用ください。「持っていくもの」を持って、指定の金融機関でお申し込みください。

持っていくもの

- 保険料の納付書
- 預金通帳
- 通帳の届け出印